身障施設協だより

発　行　広島県身体障害者施設協議会
事務局　広島市南区比治山本町 12 - 2　広島県社会福祉協議会内
編　集　「身障施設協だより」広報部会

第 20 号
記念号
2012 年 10 月発行

歴史の継承者・検証者としての広報誌
第二〇号の発刊を祝して

広島県身体障害者施設協議会
会長　川崎　俊和

広島県身体障害者施設協議会「身障協だより」第二〇号記念号の発刊、誠におめでとうございます。「他人事」のようなご挨拶を申し上げ、お前は何を考えているのかと、お叱りを受けそうでございますが、このことはこの広報誌「身障施設協だより」の発刊経過を知っているものとして、申し上げなければならない敬意として思っていただければ幸いです。

時折々のタイムリーな話題を満載した広報誌を一五年間、二〇号まで継続できたのは、担当部会長の「継続」に対する使命感と、それを支えてきた部会員の皆様の熱心に尽きると思っています。広報誌の構成を決定し、原稿依頼し、編集している間にタイムリーな情報が過去の情報になってしまい、また最初から「練り直し」ということが何度あったでしょうか。そのご苦労は（それぞれの施設長のお仕事を全うしながらのことでもあり）筆舌に尽くせないものがあったことを知っています。私たちが「広島県身体障害者施設協議会ここに在り」と自信をもって主張できるのも、この広報誌のおかげでしょう。

また、この二〇号にわたる広報誌の発刊費用のほとんどは、広島県身体障害者施設協議会の本部会計に負担をかけまいとして、部会自らの努力によるものでした。初めのうちは気軽に応じてくださった広告掲載も、度重なると「またか」と渋い顔をされます。にもかかわらず発刊への熱意は失われず、継続されて来たのです。

時にこの間、障害者福祉制度は急速な勢いで変わっていきました。障害者サービスが介護保険と同様の契約制度（支援費制度）となりました。そのことにより、自己選択と自己決定が保証され、利用者本位の支援関係が確立すると喜んできました。

しかし、それもつかの間、制度は制度疲労を起こし、瞬く間に経済的破綻を起こしてしまいました。継続可能な制度を構築するため国は、今後の障害者福祉制度を考える「グランドデザイン（案）」なるものを示していきました。平成一八年より「障害者自立支援法」が施行され、五年間の経過措置期間を見通して制度は始まりました。しかしこれまた、十分な期間がないままで実施に踏み切ったため不協和音が聞かれ始めたのです。多くの課題が叫ばれましたが、主張の核心は「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」と総括される当事者抜きの制度設計にあったようです。ギクシャクして始まった障害者自立支援法は、政権の交代にともない、「障害者自立支援法を廃案に」という訴訟原告団との約束事で終結していきました。平成二二年一二月には廃案に向けての「つなぎ法」が成立しました。それ以降は皆様よくご存じの「障がい者制度改革推進会議」の発足における「総合福祉部会」の活躍です。委員会は、半数を超える当事者及び当事者団体が占めるメンバーで、新しい法律への挑戦が始まりました。平成二二年四月に発足した部会は、年間数十回の検討会をくり返し、平成二三年八月に骨格提言を答申しました。この中には「入所施設の必要性」も含まれていました。骨格提言は膨大な領域であったと思っています。

しかし、国はその骨格提言を置き

去りにしたまま、三党（民主＋自民＋公明）の合意として、平成二四年六月に「障害者総合支援法」を制定し、新たな障害者福祉制度の構築を目指して進められています。一説によれば、この「障害者総合支援法」の内容は「つなぎ法」と変わらないが、理念は「骨格提言の理念」が生かされているといわれています。

少し難しい話になりましたが、簡単にまとめてお話しても、これらの出来事が創刊号から二〇号発刊の間にありました。部会長はこうした出来事、及びその意見やコメントをタイムリーに広報誌の読者に伝えていこうと言う意気込みをいつも持っておられました。その働きをそばで拝見させていただき、「いったん役目を引き受けたら、果たすべき姿はかくあるべし」と言う職業人魂を感じていました。それは広島県身体障害者施設協議会の発展・成長はここに在るんだという誇りと、私たちの活動を後世に伝えたいと言う願い、それと私たちの福祉実践を信じて利用してくださる障害のある方々に対する思いを誰よりも強く感じておられるからだと実感しています。それに劣らず素晴らしいのは、部会長を支えていらっしゃる広報部会の部会員の皆様の一致した活動です。部会長のどのような無理な願いでも叶えていこうとする一致した行動には、素直に頭を下げる他はありません。

これからも、この「身障施設協だより」が三〇号・四〇号と歴史の継承者及び検証者としての役割を果たしていけるよう共に頑張ってまいりましょう。

少し話題が変わりますが、私たち広島県身体障害者施設協議会の活動は、支援費制度或はグランドデザイン以降、「住まいの場の保障（確保）」を獲得することにあったように思います。地域生活移行、地域で生活するほうがより望ましいのだという理念のもと地域で生活できる方法が考えられてきました。真に必要な方への施設入所支援・地域で生活するためのケアホーム、グループホーム等種々の方法が提案されてきました。しかし「身体障害者の方々は自分たちで決める能力があるのだから」とか、「身体障害者の方々は集団で生活することを望まないから」等の理由でケアホーム、グループホームの対象者からは除外されてしまいました。何故彼らだけが他人によって自らの環境を決められなければならないのでしょうか。制度は平等に作っていただき、それを選択するかどうかは利用者の自由です。そのことを私たちは一貫して主張してきました。平成二二年一〇月からは、身体障害のある方々もケアホーム・グループホームの利用対象者に含まれました。（しかし平成二六年四月より、グループホームに一元化されます。）また、就労系の日中活動を利用している方々も、一定のケアマネージメントを経て施設入所支援を受けられるようになりました。「施設を追い出されることがないように」と約束されたある厚生大臣の言葉以上の拡大がなされました。住まいの場の保障のために、中国地区五知事会まで訴えた私たちの活動が間違いなかったことを確信しています。しかし、そのことは私たちの努力だけでなく広島県当局の絶大なるご協力があったことを忘れることはできません。

平成二四年一〇月より「障害者虐待防止法」が施行されます。また「障害に基づく差別を禁止する法律」が来年の通常国会に提出されると聞かされています。平成二六年四月で「障害者総合支援法」も完全実施です。障害者施策は激動していきます。私たちの広報誌「身障施設協だより」がそのことを伝達する源流になれますよう祈らずにはおられません。

施設長放談

『諦めない』

愛命園
園長　藤原幹男

カープ、またしてもCS進出ならず。カープファンにとっては何とも歯痒いことか。しかし、二軍ファンの私にとっては嬉し涙を一杯流したシーズンでもあった。

岩国市由宇町にあるカープの二軍球場で、炎天下を物ともせず来る日も来る日もひたすら走り込んでいた河内、大竹両投手の活躍振りだ。共に、投手としては致命傷とも言える利き腕や肩を故障。メスを入れ、数年にも及ぶリハビリ、二度とマウンドに立つことは叶わないかも知れない？　痛みの再発に対する不安、さらには「引退」の二文字が幾度も脳裏を掠めたことだろう。決して腐らず諦めず、とうとう念願の復帰を果たし、しかもウイニングボールをも見事手中に収めた。この決して諦めない姿に大きな感動と勇気をもらったことか。

一方、私達の施設で生活を共にしている利用者の笑顔に満ちた言動からはこれ迄何度背中を押していただいたものか。

また、これまで本身障施設協だより【利用者からの便り】に寄稿された方々の文面からは、たとえどんなに重い障害があろうと自立（自律）を目指し、充実した豊かな人生を歩みたい！　そんな力強いメッセージがひしひしと伝わってくる。

抱えている悩み事や生活設計は一人ひとり違いはあろうが、その前向きな諦めない姿勢に導かれ今日に至っていることに改めて感謝しつつまとめとしたい。

障害者総合支援法こそ 望むべきものであってほしい

広島県知的障害者福祉協会
会長　縄手　建

早いもので、私が「身障施設運営協だより」第六号に寄稿させていただいてから九年が経ちました。この度、第二十号記念誌に文を載せるようにお声をかけていただきました。まことに名誉なことであります。年寄りの拙文をご一読いただければ、幸いです。

この「たより」第六号が発行されましたのは二〇〇三年三月一日でありました。長い措置費時代が終わりを告げ、支援費制度がいよいよ始まるという時でした。

一九六〇年代の高度経済成長期を経て、わが国の社会福祉（障害者福祉も）は、目覚ましい発展をとげました。それは、国が国民全ての生存権を責任をもって保障する、国民の幸福追求権行使の条件を整える、と捉えられるものでした。

しかし、二十一世紀を迎えるに際して、社会福祉基礎構造改革が展開されはじめ、この「福祉のパラダイムの転換」は、福祉のあり方を一変させました。

①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
②個人の多様な需要への地域での総合的支援
③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
⑥増大する費用の公平且つ公正な負担……。

その時「対等な関係」、「総合的な支援」、「サービスの質の向上」、「情報公開」こういった用語に福祉関係者は刮目しました。「どんな支援が必要か行政が決めるのではなく障害者が主体的に自ら選ぶ」、「自分たち事業者には地域の中に様々な福祉に関する社会資源を準備することが期待されている」、「人々の信頼に値し得る支援となるよう質の向上に努めなければならない」などと真面目に考えたに違いありません。

しかしながら、「サービスを自ら選ぶ」ということは、その対価としての費用は原則として利用者が支払うべきものであって、支払い能力がない場合にはじめて福祉が登場して公金で〝支援〟するということであるし、「費用の公平且つ公正な負担」とは、食費や光熱水費は利用者負担が当然ということでもあり、また、「多様な主体の参入促進」の結果は、福祉分野に市場原理を持ち込むことになり、さらに財界からの「イコールフッティング論」の強調をもたらすことにつながったといえると思います。

わずか三年の後、今度は障害者自立支援法になりました。いずれ介護保険制度への組み入れを前提に制度設計されたもので、利用者からも事業者からも、障害者の生活をまもる制度としては不適であるという声があがり、三度の手直しが行われざるを得ませんでした。

平成十八年十二月には「法の円滑な運営のための特別対策」、平成十九年十二月には「法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」。

そして平成二十一年九月には「政権交代後の障害者自立支援法廃止の方針」、平成二十二年十二月には、揶揄する如く「つなぎ法」といわれる「改正自立支援法並びに児童福祉法の改正」が成立しましたが、正式の法律名が「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において……」であるように、平成二十五年四月一日から施行される新しい法律が成立しております。

それは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」です。措置費制度から支援費制度に移行したときから十年。実に目まぐるしく変動したわが国の障害者福祉施策も、ようやく安定したものになっていくのでしょうか。

いわく、わが国で初めて障害当事者が参画して議論した障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の提言が十分には取り入れられていない。

いわく、衆参両議院で出された附帯決議事項がどのように取り入れら

れるか。

いわく、法の施行後三年を目途として検討するとされている高齢障害者の支援のあり方や意思決定についての支援のあり方等々が障害程度や行動特性や生活実態や地域実態などに違いのある一人ひとりの障害者にそれぞれふさわしい支援のあり方として作り出せるのだろうか。

何事にも不備や課題はあるのでしょうが、今度こそ、障害者総合支援法こそ、取り残しや対応不備といった対象者が出ないような制度設計となるよう願うところです。

ところで、もう一つ大変気になる事があります。財務省がらみの調査で、次のようなことが明らかにされております。

特別養護老人ホームの内部留保の金額は、一施設あたり平均三・一億円であり、障害福祉サービス部門のそれは一法人あたり平均五・八億円である、というものです。法人単位ですから、一法人一施設のところもあれば入所施設は無く通所系と居宅支援だけで経営規模は大きくないというところもあるでしょうが、平均でこうだととらえられています。

財界にしてみれば、イコールフッティング論を強調できる格好の材料だと喜ぶでしょうし、厚生労働省（その背後には財務省）では、法人の規模に応じた傾向が明らかであるとは言えず引き続き検証が必要と考えられる、としながらも、障害福祉サービス事業者の財務状況は必ずしも介護事業者よりも悪いわけではない可能性があるとか、従って今後報酬単価アップの必要性は低いのではないか、等のコメントも出しているようです。

いずれにしても、私たちには、福祉需要や福祉的ニーズに真摯に向き合うという責務があると思います。

私は、次のことを社会福祉法人の〝約束〟として掲げています。

①現在、法人の事業を利用いただいている方たちの福祉に関するQOL（生活の質）を高める。
②この地域でさらに増大してくるであろう福祉需要に遅滞なく対応する。
③新しいニーズ（福祉の必要性）にも意欲的に対処する。
④法人内部の問題として、財政、職員態勢、運営態勢などを自ら整える。
⑤意欲的で資質の高い、そして誠実な職員集団を実現する。

内部留保額は、これらのために即応的に活用すべきものだと思っています。

この度は、沢山の紙面をいただいたものですから、つい面白くないことを長々と書いてしまいました。どうかご容赦下さい。

三障害一元化とは言いながら、現実には、身体障害と知的障害は別々の事業分野として存在しています。

しかしながら、理念や意識や目ざすものは同一だと思います。どうかこれからも「ご一緒に……」よろしくお願い致します。

今後予定している研修会のお知らせをさせていただきます。ぜひご参加ください。

ご承知のように、障害者権利条約では、障害のある人たちの「住まう」ということについて、第十九条で次のように述べています。

「（前略）（a）障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わせないこと。（b）地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービスを障害者が利用することができること。（後略）」

従って、これからの障害者総合支援法のもとでも、「住まう」ということは一つの大きな課題として認識されるのでしょう。

これに、今後検討されることになっている「高齢障害者の支援のあり方」がからんでくると、「障害のある人が安心できる終末の生活の場とは？」ということになるでしょう。

ということで、広島県手をつなぐ育成会と広島県知的障害者福祉協会が合同でこのテーマに取りくむ研修会の準備を進めています。

十二月一日（土）十時～
広島市青少年センター
（広島市中区紙屋町）

厚生労働省障害福祉課長と自民党障害者特別委員長の講演と中国地区から数名の実践報告、シンポジウム等をもとにして、これからの制度の実行の中で何が担保されなければならないかを研究しようというものです。

間もなく正式のお知らせができると思いますので、ぜひご参加のうえ、一緒に検討しましょう。

よろしくお願い致します。

「大学で教えて十余年 ―時の流れで考えたこと―」

川崎医療福祉大学　医療福祉学科　大学院
教授　大田　晋

貴誌創刊から十五年が過ぎ、このたび二十号記念号を発刊されることを心よりお喜び申し上げます。年月の経つ早さを今更のように感じるとともに、この間発刊を続けて来られた関係者の皆様に心より敬意を表します。まさに「読むのは楽だが、書くのは大変、もっと大変なのは誰かに書かせること（書いてもらうこと）、さらに大変なのは発刊を続けること」だと思います。

時間は一日二四時間、一年三六五日と決まっているのに、時の早さと感じ方は年齢や中身によってずいぶん違います。小学生の頃は「やっと一日が終わった」と感じ、クリスマスや正月が来るのはとてもゆっくりであった気がします。一方、思春期に好意を抱いている人と一緒にいる時の時間の流れは、ちょっと待って、と言いたくなるほど早かったし、仕事で嫌な人と会っている時間はなんとも長く感じられたものです。

時は誰にも平等に、しかもとどまることなく流れ、元に戻ることはありません。誰しも、生まれ、大きくなり、学校に行き、社会に出て、それぞれの道を歩みます。結婚をし、子供を持ったとしても、やがて子供は成長して離れて行き、再び夫婦二人になります。こうした自然の流れは、頭では理解でき、自分の親をみていてその通りだと思いながらも、つい自分とは無関係のことのように考えていました。しかし、気がついてみると、いつの間にか自分も同じような状況になっているのです。

私事になりますが、今から十余年前に、それまでの役人から、大学で教える職に転身しました。厚生省を中心に長らく官僚の仕事をしていましたが、突然、私の故郷である広島の市長から、広島に帰ってきて助役（現在は副市長）に就任して欲しいという熱心な要請があり、広島市に出向しました。広島市勤務は三十代の初めに一度、課長として働いていたので二回目ということになります。二年あまり勤務しているうちに市長選の話が出てきて、私に立候補するように強く勧められました。選挙のなんたるかを全く知らないまま〝まあこれも故郷への恩返し、運命の命ずるままに〟と思って選挙に出ました。残念ながら勝てませんでした。その直後だったと記憶していますが、これまた突然、ある大学の学長から是非大学に来てもらいたいとの声をかけていただき、教鞭をとることになりました。今、教えている川崎医療福祉大学です（医療福祉系四年制大学で、倉敷にあります。ひょっとするとこの拙文を読んでいただいている方々や施設でも卒業生がお世話になっているかもしれません。この場を借りてお礼を申し上げます）。それまで役所勤め以外の経験のない私は、将来的には大学で教えたいな、という漠然とした気持ちは持っていたものの大学については何も知りませんでした。

大学というところは、教員（教授、准教授、講師など）が、自分の専門知識と業績という商品を持って、大学という一つの建物の中で小さな専門店を開き、学生というお客さんを相手に商売するようなところ、という言い方もできるのではないかと思います。大学に来るまでは、厚生省という一つの組織で、一つの共通目的（例えば介護保険制度の創設やそのための法律制定）のもとに職員が一丸となって働く、いわば軍隊のような集団と組織で働いていた私にとって、大学は自由というか、なんともつかみどころのない世界でした。朝一人で研究室に入り、一人で講義を行い、夕方一人で静かに帰って行く。その繰り返し。この一人商売に慣れるまでは、孤独を感じ、夕方になれば人恋しくなって誰かに声をかけたくなり……。何もかも自分でやり、他人の補助や干渉は受けないというのが大学の仕事のやり方です。大学全体が一つになって何かに取り組むことはほとんどなく、教員の方にもそうした意識は薄いようです。

一方、大学には二つの役割・機能があるとよく言われます。一つが学生の「教育」です。もう一つが「研究」です。ドイツの大学の影響か、「研究」のほうが「教育」より高尚と考える人がいます。逆に米国では、「教育」と「研究」は全く別物といっていいくらいにそれぞれ専門的かつ重要な仕事であるという考え方があります。わが国ではそのあたりは曖昧ですが、私自身は、大学院で教えたり調査・研究をしたりするものの、あくまでもメインの仕事は「学生の教育」であると考えています。特に、「実学」とされる福祉分野にあっては、「実際に社会に出て役に立つ人材を育てる」という「教育」が「研究」以上に大事であると思っていま

す。ここで「実学」とは、決して、社会に出てすぐ即戦力になる人材を養成することと考えてはならず、また、技術だけあればいい（理論など要らない）と考えることはやや偏狭な考え方だと思います。もしそのような技術的即戦力を求めるなら専門学校だけで十分でしょうし、その方が効率的だと考えられます。四年制の大学で時間と費用をかけて養成する人材は、技術的即戦力よりも（基本技術が必要不可欠であることは否定しませんが）、応用力、思考力、論理力、将来の成長つまり「伸びしろ」を持った人材でなければなりません。総合的な「人間力」を持った人材を目指すべきだと思います。福祉分野が真に他のサービス分野と対等にモノが言える人材を持つためには、一見無駄あるいは遠回りにみえる、こうした教養と可能性、さらに人間性を持った人材を育てる必要があるのではないでしょうか。先日、大きな複合的医療福祉施設の第一線で責任者をしている知人と話した時「大田さん、すぐ使える職工のような人材はあまり求めません。処遇・支援技術は、施設に来てもらってから現場で身に付けさせることができます。人の気持ちのわかる、人と話の出来る、考える力つまり〝将来伸びる可能性を持った人〟が欲しいのです。そのための教養と能力は、大学時代に身につけておいてもらわないと、一旦現場に出るとなかなかできないのです」と言われました。説得力のある言葉でした。そう考えると、最近、大学でも、国家試験や実習の重要性ばかりが言われ、人間教育とか教養の涵養がおろそかになってきている気がしてなりません。残念な傾向だと思います。

大学で教える面白さは、自分で講義レジュメを作り（教科書は使いません）、自分なりの教え方で学生を育てていくことにあります。「今年はうまくいった」「来年はこう変えてみよう」などと、毎年のように反省をしながら次の年の講義構想を練って行くのですが、いくらやっても完璧ということはありません。学生の気質が年で変わってくるのも不思議です。その年その年の学生の持つ雰囲気というか「感じ」が違うのです。時代とか社会を反映しているのではないでしょうか。

学生とは講義以外の付合いも多くあります。特に少人数で二年間一緒に過ごすゼミ生とは飲み会をしたり合宿をやったり、卒業論文を指導したり、就職相談に乗ったり。ほめたり、怒ったり、なだめたり……人間的な付合いが多くあります。こうした人間としての付合いは、教師というよりは人生の先輩としての付合いであり、自分の分身を作るような楽しみと苦労さらに責任を感じるのです。

教育の成果あるいは作品は、教えた学生です。一生懸命手塩にかけて育ててきた学生とは人間関係もでき、情も移り、いつまでもそばにおいておきたい気持ちがありますが、やがて送り出さなければならない時が来ます。卒業です。春三月に行われる卒業式は、特に女子学生にとって光り輝く晴れの場です。それまでは、擦り切れた（？）ジーパンなど好きな格好で大学に来ていた学生が、その日ばかりは袴姿です。お化粧をし、本人とはわからないくらいの変身ぶりで現れる者もいます。まばゆいばかりです。残念ながら男子学生の場合、ほとんどが黒いリクルートスーツ姿で、女子の華やかさには太刀打ちできません。

卒業式が終わり、証書を受け取った学生たちは、仲間と記念写真を撮ったり再会を誓いあったりしながら三々五々大学を去って行きます。キャンパスは再び静寂に包まれます。私も静かに研究室に戻り、イスに深々と座りながら「あゝ終わったな。みんな飛び立って行ったなあ」と大きな溜息をつくのです。なんともいえない寂しさがこみ上げてきます。ひと仕事終わり無事送り出したという安堵感と昨日まで手元にいたにぎやかな小鳥たちがパーッといなくなったという寂寥感。しばらく一人思い出にふけっているうち、夕焼けも終わり夜の帳が下りてきます。こうして送り出した教え子は今や一〇〇人を超え、その多くは、現在、医療福祉の第一線で頑張ってくれているはずです。

人生において、自分の力の及ばないところで物事が決まることはよくあることです。また〝運〟はいつも幸運とは限りません。自分が生まれ育った故郷に望まれて帰り、市長選挙に出るところまでは〝幸運〟だったのかもしれません。ただ、「選挙結果は〝運〟に見放されたな、しかしそれも〝運〟かな」と自分に言い聞かせるものの、未だにくやしい気がするのも事実です。しかしまた、選挙に負けたからこそ大学で教え、今の学生たちと出会えたのかなと考える時、別の〝運〟に恵まれたということかもしれません。

「人生ままならず」という昔からの言伝え、「偶然と必然の組合せの中でいかに自分らしい人生を築き上げていくか」という自分への言い聞かせ。ふと振り返れば〝運〟としか言いようのない、人との出会いや出来事、そしてそれらをあらかじめ決まっていた〝運命〟のように受け止めてきた自分。そうした、昔から先人がさまざまな形で語り、たどってきた人生の道を、今、私も歩んでいるのだなと感じ、「安堵と納得そして少々の諦め」が入り混じったいささか複雑な味のする飴玉をしゃぶっているような気がしている今日この頃です。

ノーマライゼーション

フリー司会者・前参議院議員
柏村武昭

今から五〇年以上も前、私が中学生の頃です。

弁論大会が県内各地で盛んに催されていました。そのブームの中、「柏村君、君は国語が得意だから、ウチの中学代表で出てみないか？」ということで、私の弁論部一人の活動はスタート。

そしていきなりそのデビューともいえる『弁論大会』で優勝したのです！

その時のテーマが今でも忘れられません。

『身体障害者に愛の光を！』

という実に大げさなテーマだったのです。

では内容は？　と聞かれると……、それは定かではないんですね。

横断歩道を渡っている目の不自由なお年寄りに、手を差しのべる勇気！　それを思い切って行動してみて感謝の言葉をもらった後自分は、なぜためらったんだろうか？　というような内容ではなかったかな？とおぼろげながら思い出しました。

以来五〇年人生さまざまな方々との出会いがありました。

僕の少年時代の夢でもあったアナウンサーにもなり、テレビ・ラジオにも出させていただき、沢山の皆さんと話をする仕事がいかに楽しいことか、自分でもこの仕事に感謝しながら、まさに水を得た魚のごとく泳ぎ回りました！

ある時、柏村さん！　突然でぶしつけなお願いですが、一度で結構です……娘に会ってやって頂けないでしょうか？　私はサラリーマンをやっていましたが、娘の介護の為に会社を辞め、今は自宅で貸本屋をやっています。お忙しいでしょうが指定して下さればその日時どんな無理をしてでもお伺いするつもりです……というとても慈愛に満ちた温かい手紙、感激した僕はもちろん二つ返事でＯＫ……即スケジュールをとって山陰からその脳性マヒのお嬢さんファミリーと会うことにしたのです。

一週間後、放送局の応接室にそのファミリーはいらっしゃいました。僕が部屋に入ったとたん乳母車に乗って待っていたそのお嬢さん……大きな喜びの声で迎えてくれたのです。

▶身障協栄養士・調理員研修会の講師として

ご両親もニコニコ顔。

よく来てくれましたね～。待ってましたよ……いつも僕の番組を聴いてくれてありがとうね。

そのお嬢さんの目はキラキラと輝き、大きな喜びの声は全然途切れません。

感動した僕は手を握りながらついつい彼女をハグする格好になり、遠いところをありがとうね！　これからもよろしくねと彼女に声をかけました。

するとお父さん、ミッちゃん、良かったね・良かったね～。お風呂入ってきて良かったね～。その目には涙がいっぱいでした。

お母さんも泣いています。それを見た僕は、たまらずもらい泣き、しばし応接室は涙・涙の交換会と化しました。

僕はその時つくづくこの仕事を選んで良かったなぁ～と感じたのです。僕の番組を通して喜び楽しみそして生きがいを感じてくれる人が居る。

こんな素晴らしい仕事は他にない。よーしこれからも頑張ろう！

僕は脳性マヒで頑張っているミッちゃんに逆に励ましてもらったと思っています。本当に感謝です。

そのミッちゃん、その時三〇才くらいでしたから、お元気でしたら僕

よりちょっと上の同世代。是非再会出来れば……と願っています。

僕の忘れられない番組のひとつに柏村武昭のサテライトNo.1という聴取者参加のラジオ生放送がありました！　広島のど真ん中、紙屋町のダイイチ産業（当時）でやっていたこの番組、夕方五時からの一時間でしたが毎週三〇〇人以上若者が集まる……今では考えられないくらいの人気番組になっていました。

サテライトNo.1……とても嬉しかった事、それは車イスで参加してくれる障害者の方がとても多かったんです。なぜ沢山の障害者の皆さんが、来てくれたのか？

答えは簡単です。僕は彼等に対していっさい遠慮しなかったからだと思います。生放送の中、私はいつもモットーとして差別も区別もしない、みんな同じようにインタビューしよう。

無意識のうちについつい障害者の方々におしゃべりも大変だからインタビューは何とか避けて通ろうか？

その気持ち自体がそもそも差別ではないだろうか……僕は車イスの少女にもごく自然にマイクを向けました。

リクエストは何かな？　その女の子は目を輝かせて……つまりながらも、

「いい……ひ……たび……」

実はもうその瞬間マイクを向ける僕には分かります、それは山口百恵さんのいい日旅立ちであることを……超満員のお客さんも恐らく僕と同じ気持ちでしょう。

でも僕は酷かも知れませんが……うんそうかそのあとは？　ゆっくりでいいよ最後まで言ってごらん。

「た……び……だち！」

その女の子は見事最後まで言えたのです。その瞬間シーンと聴いてた会場の若者たちは音頭をとるまでもなく大拍手！　その女の子は満面の笑み……車イスの側にいたお母様は涙ぐんでいらっしゃいます。

マイクを持っている僕も車イスの女の子も会場の皆さんもすべてが感動で一体となったその素晴しい共有感！　これがサテライトNo.1の真髄だったのかも知れません。

当時のメルパルクホールで行われたサテライトNo.1の一〇周年記念公演には、一万人以上の応募者がありましたが、車イス用の席が五〇席以上用意されました。

皆さん交通も不便な中、車イスを押して懸命に紙屋町までやって来てくださるお父さん、お母さん方に僕はあえていつも必ず手を合わせて、感謝していました。

すべての方々の招待は出来ませんでしたが、二〇〇〇人近いサテライトファンの中に車イスで参加してくれた障害者の皆さんも、松田聖子・はしだのりひこ・村下孝蔵・浜田省吾etc、沢山のゲストの素晴らしい歌ありの公開録音をしっかり楽しんでくれました。

僕は人はみんな基本的には、ハンディはないと思っています。

たとえばスティービーワンダー・レイチャールズ、最近ではピアニストの辻井伸行君。皆さん目が不自由ですが大変な音楽的才能を持っています！　僕なんかその点では、彼らの足元にも及びません。

神様は優しい方で人間には何かで一番になるものをどんな人にも必ずひとつプレゼントしてくれている。

僕は昔からそう信じています。身体障害者の皆さん、その何かひとつを見つけてください。きっとあるはずです……。

私のモットーは、年中夢求！　常に夢を持ち続けてください。そして毎日の生活身上は辛い事があればある程ポジティブに！　いつも明るく明るくもっと明るくと、言い聞かせています。

僕の理想の世界は、ハンディのある人もない人も、笑顔で支えあうやさしい社会、ノーマライゼーションといいます。そんな世界を目指し、これからもしっかりと行動していきたいと思っています。

▲ 身障施設訪問

『身障施設協の今後の展望と課題』

障害者支援施設 神辺ホーム
施設長 鈴木 光

障害者自立支援法の成立を考える上でもっとも大きな要因は、二〇〇三年に施行された支援費制度とその後に生じた課題にある。

支援費制度は、身体障害者、知的障害者を対象に、従来の措置制度から契約制度に転換することを目的とし、利用者の自己決定と選択の重視、契約に基づいたサービス利用、利用者の選択とサービスの質の向上といった社会福祉基礎構造改革の目的にそった制度の変更を行った。

しかしながら、支援費制度の施行後、在宅サービスの利用者数の増加、障害種別のサービス格差、サービス水準の地域格差、在宅サービス予算の財源問題、などの課題が生じた。こうした問題へ対処するために、二〇〇四年には、厚生労働省より改革のグランドデザイン案（障害者自立支援法の骨格）の提案がなされた。この提案では、障害程度区分、応益負担（定率負担）の原則などの点で、すでに施行していた介護保険制度に限りなく近い仕組みが組み込まれていた。

この案をもとに二〇〇五年には障害者自立支援法が成立し、二〇〇六年より本格的に施行した。

障害者自立支援法の施行後の問題に対処するために、二〇〇七年一二月に、当時の与党「障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」の報告書が示された。この報告書では、利用者負担の見直し、報酬改定、障害程度区分の見直し、障害基礎年金の引き上げ、など抜本的な見直しの必要性について述べている。

これらの状況を踏まえて、二〇〇八年四月から社会保障審議会障害者部会の障害者自立支援法の見直しに関する審議が開始された。

障害者部会報告書の公表後、二〇〇九年二月には、当時の与党の障害者自立支援に関するプロジェクトチームから「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」が改めて提案され、これらのことを踏まえながら障害者自立支援法の改正法案が同年三月に国会に提出された。

その後、この改正法案は国会解散により同年七月に廃案になった。

同年九月の政権交代により、政府により障害者自立支援法の廃止が表明され、当事者委員が半数以上を占める「障がい者制度改革推進会議」（以下、推進会議とする）が内閣府に設置された。

推進会議では、障害者権利条約の批准と国内法の整備、障害者基本法の抜本的な改正、障害者差別禁止法、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法」（当時の名称、以下、総合福祉法とする）、などの案件の検討が付託され、二〇一〇年一月から二〇一二年三月まで審議が行われた。

推進会議は二〇一〇年六月に一次意見書をまとめ、内閣に提出した。一次意見書の内容としては、障害者基本法の抜本的な改正、障害者差別禁止法の制定、総合福祉法の制定、などの法改正に加えて、障害者政策関連分野（労働・雇用、教育、所得保障、医療、障害児支援、虐待防止、建築物・交通アクセス、情報アクセス・コミュニケーション、政治参加、司法手続、国際協力など）の法制度に関しての検討にもふれている。

この意見書を受けて障害者法制度改革の今後の工程が閣議決定された。それによれば、二〇一一年に障害者基本法の改正法案の国会提出、二〇一二年に総合福祉法の法案の国会提出、二〇一三年八月に障害者自立支援法の廃止と総合福祉法の施行、障害者差別禁止法の法案の国会提出、が定められている。

障害者自立支援法の廃止に伴う「総合福祉法」の検討に関しては扱う内容が多岐にわたるため、推進会議の下に「総合福祉部会」が設置され、二〇一一年八月に総合福祉法の骨格を示す意見書（以下、骨格提言とする）をまとめた。

この総合福祉部会の議論とは別に、障害者自立支援法による第二期障害福祉計画と旧体系の経過措置が二〇一二年三月で終了し、総合福祉法施行予定の二〇一三年八月との間に空白期間が生じることがあるため、その空白を埋める法律が必要となった。

この法律案は二〇〇九年に国会に

提出された障害者自立支援法の改正法案にきわめて類似した内容を含み賛否両論があったが、二〇一〇年一二月に、議員立法として「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」として成立した。

この法律では、応能負担の原則、発達障害を対象とすること、相談支援の充実、障害児支援の強化、グループホーム・ケアホームの助成などの点で従来の障害者自立支援法の問題点に対応した。

障害者権利条約の批准に必要な改正障害者基本法の骨子案として推進会議の第二次意見書が二〇一〇年一二月にまとめられた。

この中では、社会モデルの考え方を踏まえた障害者の定義の見直し、障害者権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認、必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認、手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用、の四点が障害者権利条約との関係を考える上で特に重要な点である。

この点に関して、二〇一一年八月に成立した障害者基本法の改正法では、「障害者」の定義を「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）その他の心身機能の障害（以下「障害」と総称する）があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（第二条第一項）としている。「社会的障壁」とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のものをいう」（第二条第二項）としている。

また、「地域社会で生活する平等の権利」では、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」（第三条第二項）としている。手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」（第三条第三項）としている。

「障害者権利条約」の中で重視された「合理的配慮」に関しては、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項（差別と権利侵害の禁止規定のことを指す）の規定に違反することがないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」（第四条第二項）としている。

その後、推進会議の第二次意見書と成立した改正障害者基本法との間には、第二次意見書にみられる障害者の積極的な権利保障という観点から内容的にかなりの開きがあるという批判があった。

しかし、少なくとも、障害者権利条約を意識したわが国で初めての法律であり、この改正法の成立により、これまでの障害者福祉の基盤を大きく変える可能性は高いと思われる。

そのためにも、今回の改正法で新たに定められた内閣府に設置される「障害者政策委員会」の果たす役割は障害者の権利保障の推進の観点できわめて重要である。

障害者自立支援法に代わる新法に関しては、二〇一二年六月に、「障害者総合支援法」（以下、「総合支援法」とする）として成立した。

「総合支援法」の概要は、障害者自立支援法の名称の変更、対象の拡大（難病を対象にする）、介護給付・訓練等給付に分かれていたケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護の利用拡大、障害福祉計画の定期的な見直しによるサービス基盤の整備などの諸点が示されている。

これに加えて、法施行後三年を目途とする検討事項として、常時介護を必要とする者の支援のあり方、障害程度区分（障害支援区分に名称変更）を含めた支給決定方法のあり方、意思疎通に支障のある者の支援のあり方などの事項が示されている。

この「総合支援法」に関しては、総合福祉部会の骨格提言の内容をほとんど反映していないという批判が障害者団体を含め各方面から生じた。

このような批判を踏まえると、今後、「障害者総合支援法」のもとで、障がい者制度改革推進会議の意見書と総合福祉部会の骨格提言の考え方にそった障害者福祉制度として推進していくには、この法の施行後の運用に関する検討にも注目していく必要がある。

職員からの便り　介護給付事業

援施設仁方の相談員として

障害者支援施設　仁　方
瀧　本　和　也

皆様、はじめまして。障害者支援施設仁方へ今年の四月より赴任して参りました相談員の瀧本と言います。今回、記念すべき身障協だより第二〇号の発刊にあたり、掲載させていただく事を大変うれしく思う反面、どのような事を書こうか非常に迷いました。

これまで、高齢者施設、重症心身障害児施設と経験してきて、身体障害者の施設で働く事は初めてで、正直、経験の浅い自分が書いても良いのか悩みましたが、これも一つの経験として四月から現在までで感じた事を相談員という立場から書かせていただこうと思いました。

私が大学を卒業し、就職してから今年で八年目になります。相談員としてゼロからスタートしましたが、入社当初は福祉が何なのか全く分からない中、毎日過ごす内に少しずつ覚えてきましたが、最初は、福祉の世界に入ろうとは思ってもみませんでした。

福祉の仕事に携るきっかけは祖母の介護でした。中学生時代に自宅で祖母の介護をしていて、毎日が大変でしたが、嫌という気持ちはなく、むしろ大好きだった祖母の介護を続けたい、今しか出来ない事をやろうという思いでした。そんな中でこういう仕事をしてみたいという思いが出てきました。

高校、大学と福祉とは無縁でしたが、就職活動する中で、中学時代の事を思い出し、やってみたいという気持ちが強くなり、福祉の世界へ飛び込みました。それから、高齢者、重症心身障害児（者）の利用者・家族と関わってきました。

今回、初めて身体障害者の施設に赴任して、仕事をしていく中で、身体障害者の方々のイメージは、本人の想いやニーズが強く、求められるものが大きく、関わり合いが非常に難しいのではないか、経験豊富な方が多い中で、より良い環境を探していけるのか、どれもマイナスなイメージが先行してしまい、正直ここでやっていけるのか不安でした。

実際、赴任してからも、イメージが先行したり、高齢者施設や重症心身障害児施設での経験から傷つけたり、迷惑をかけてしまう事も多々あり、どのように対応すればよいか分からず、失敗の連続でした。一人ひとりの利用者の想いに対して、どこまで関われるのか、どれが正解でどれが失敗なのか、関わり方や解決策を見出す事が出来ず、日々の慣れない業務に追われながら、悪戦苦闘していました。

そんな中でも、利用者の顔と職員の顔と名前を最初に覚えないと話もできないと思い、まずは覚える事から取り組みました。一か月かけて覚える事が出来ましたが覚えるのに時間がかかってしまいました。名前を憶えていく中で、少しずつ皆様と会話ができるようになりましたが、制度などに関する知識が乏しく、逆に利用者の方に教えてもらう事もあり、日々勉強の毎日でした。

当法人の理念でもある「ここに来て良かった」と思ってもらえる施設作りを根底に利用者、その家族に対して安心して楽しく生活できるような環境を整える事。また、色々な悩みに対して、話を聞き、結論を見つけ納得できるように対応する事、迅速な対応を心がける事を目標にしています。

しかし、振り返ってみても私自身、八年の経験の中で、漠然とした信念しか持っていなかったのだと痛感し、まずは自身の信念をしっかりと持ち、相談されやすい、信頼してもらえるような相談員になりたいと感じました。

言葉で言う事は誰でも出来ることであり、実際に行動に移さなければ何もしていないことと同じです。一人で出来る事も限られています。周りの支えが無ければ自分が成り立たない事も理解しています。その上で、少しでも相談員として利用者、その家族の方々の生活を守っていくこと、理想と現実はかけ離れているかもしれませんが、理想があるからこそ現実を理想に近づける努力が出来るのではないかと思っています。

まだまだ自分自身勉強することはたくさんありますが、私自身も、「ここに来て良かった」と思える施設になるよう頑張っていきます。

仕事で大変な毎日を送っていますが、家では一児の父として奮闘しています。今年で一歳になり、ようやくつかまり立ちが出来始めたくらいで、本当に仕草が可愛く、疲れた体も本当に癒されます。帰りが遅い時は、寝顔を見る事しか出来ませんが、寝顔もとても可愛く、自慢の息子です。

これから、家庭を守る為にも、仕事ももちろんですが、育児との両立を目指して頑張らないといけないと感じています。まだまだ父としても、相談員としても未熟ですが、一家の大黒柱として、施設の相談員として、日々成長し頑張っていきたいと思います。

訓練等給付事業

職員からの便り

最近思うこと

障害者支援施設　松賀苑
有田千代

（一）支援と言うこと

私は、福祉施設に勤務して三十年近くになる。過日、十数年前に担当した利用者Aさんから電話があった。何事かと、意気込んで尋ねると、脳性麻痺特有ののんびりゆったりした声で、「どうしょうるん?」と、返ってきた。こちらの状況を伝え、相手の状況を聞くと、「あちこち悪くなって、今は車椅子なんよ」とのこと。風の便りで大まかなことは聞いていたので、さも有りなんと、想像に難しくない状況を、力づけ慰めることしかできない自分が情けなくなった。

彼女と知り合ってからもう二十五年になる。当時Aさんは、二十歳の細身で、いつも可愛らしいニューファッションに包まれて、キラキラと見えた。体を左右に大きく振りながらも自力歩行でき、自力通所もしていた。帰りには、コーヒーショップで仲間とおしゃべりしたり、買い物を楽しんだりと、充実した日々を送っているように見えた。施設の旅行でも、時間は掛かるけど、自分のことは自分ででき、一緒に楽しむこともできた。時には恋の悩みを聞き、嬉々としてプレゼントのクッションに刺繍をしているのも、ほほえましく眺めていた。

同業の友人から、聞いてほしい事が有ると相談された。彼女が関わってきたBさんが「会って一緒に出かけたい」と言うので、「ガイドヘルパーの時間が足りないの?」と聞くと、「時間はまだ十分有るよ、でもあの人たちは仕事で付き合ってくれるんでしょ」と言われ、ガーンと頭を打たれた気がしたとのこと。また、Cさんが、休日に「お元気ですか?」とちょっと気取った挨拶で電話を掛けて、一方的に愚痴や自慢話をされる。

AさんもBさんもCさんも、支援する者とされる者という関係ではなく、普通に人と人との付き合いがしたいのだろう。確かに、福祉サービスは充実しているかに思えるが、支援される側とする側の関係であって、心理上対等ではない。なのに、彼女たちは私たちをただの古い知り合いという関係で、付き合いをしてくれていたのだ。私たちは彼女たちに対して、何を何処まで出来るのだろうか?

「この間の日曜日に、ショッピングセンターで利用者のDさん、Eさん、Fさんと会ったのよ。Eさんは足を痛めたのか車椅子に乗っていて、それをDさんが押していた。三人は楽しそうに会話しながら……。発達障害のDさんは自然な形で人と人の付き合いをし、意識なくインフォーマルな支援をしていた」と。彼らの方が、余程自然で素晴らしい人間付き合いをしているようだ。

色々な話をしながら、私も思い出した事があった。上手にコミュニケーションできない利用者さんが、とかく職員の手首を握り締めて必至に語りかける。次の仕事で気持ちが焦っている自分に、『聞いて、聞いて、上手く話せないけど逃げないでゆっくり聞いてほしい』と訴えている心の声を感じていた事を。

（二）利用者さんから学ぶ

障害のない我々にとっては、「支援する」「サービスをする」「困っている事を手伝う」等々は、あまり意識もないまま、日常の行動の一部になっている。彼女たちが、些細なことにも「ありがとう」と言ってくれることに面映い感じを持ちながら……。

ある時、トイレ介助をしていて、脳性麻痺の重度の障害を持つ人から、「ゴメンネ、膀胱はパンパンなのに、どうしてもおしっこが出ないんよ」と謝られたことがある。先天的な障害で介助される事に慣れている人でも、介助者がいつもの両親でなく、赤の他人の私では、自分の膀胱の筋肉を緩めることが出来ないのだった。考えてみれば、もし自分がトイレ介助を要する状態になった時、無条件に放尿できるだろうか? 下半身を晒す事に抵抗はないだろうか? 一つ一つの支援にさらりと「ありがとう」が言えるだろうか? 自分がこれから迎える高齢期に、どのような障害を負って、どのような支援をしていただくのだろう。その障害や支援とどの様に折り合いをつけて受け入れ、その生活に馴染めるだろうか?

「僕はね、生まれて二十年も障害者やっとるんよ」と言いながら車椅子で、横を歩く脳卒中後遺症で杖歩行の人に、声高に話す利用者さんの声が聞こえた。「ほぉ～大先輩じゃのう」と二人の会話は弾んでいる。自らの障害を受け入れ、達観している彼らが偉大に見えて、平和な心に満たされた。

支援させて頂く側にいる今と、いずれは支援を受ける側になる近未来。それにどんな隔たりと葛藤があるのだろうか。いずれにしても、人と人との付き合いに、自分の良い所を保ちつつ相手の良い所を認める度量を持って、かっこ良い人生を全うしたいものだ。

施設利用者の声

介護給付事業

白木の郷に入所してから

障害者支援施設　白木の郷
倉田洋治

平成十五年五月二十二日白木の郷入所。

今迄の施設が二人から四人部屋だったため、初めての個室に胸躍らせてドアを開けた。

まず、部屋の広さに驚いた。明るくて、静か。この部屋を一人で自由に使うことができる喜びで一杯だった。心おきなくパソコンやジグソーパズル、自分の好きなことができる。テレビも、好きな時に好きなだけ見られる。音量も他の方を気にすることなく、聞ける……。

ここでの生活は快適なものであった。食事もバランス良く、おいしい。職員の皆さんも、何事に対しても、やさしく接してくださった。

一年経ち、二年、三年経つうちに、ここの生活にも慣れ、時間を持て余すようになった。ちょうどその時、職員さんがナースコールを直している所に出会った。そこは、前の施設で一緒だった〇〇さんの部屋だった。〇〇さんが僕を見て、「あんたが直した方が確実よ。」と小声で言った。翌日、〇〇部屋に行くと、また、ナースコールの同じところが壊れていた。主任さんのところに行って、「僕が直していいですか?」と尋ねたら「あんた、出来るの?」と聞かれたので、「出来ます。前の施設でやっていたことを〇〇さんがよく知っているので聞いてみてください。」と言った。すると主任さんが「今まで知らなかったけど、今度から修理をお願いするかもしれませんよ。」と言われた。

数日後、〇〇さんの部屋のナースコールの修理が、主任さんを通して来た。主任さんは、「ナースコールの修理お願いします。」と言われた。修理が終わった後、主任さんに、「ありがとう。」と感謝された。「どういたしまして。」と言った。その後も、少しずつナースコールの修理が来るようになった。

それから、二、三年後に、老健活動が出来た。同じ建物内にある高齢者の方の施設であった。ナースコールだけでなく、電気関係の修理やパソコンでの献立表作成の依頼が届くようになった。始めは、修理や依頼内容が増え、大変だった。

修理などをしていく中で、職員だけでなく、入所されている方からも感謝された。そのうち周りからも『倉田工房』と呼ばれるようになった。ただ、ただ部屋に居てのんびりとするだけでなく、自分の今迄培ってきた能力を発揮できる場ができ、生活にも張りが出てきた。

そして、一日を有意義に楽しく過ごすことができることに感謝している。

これからも、健康に気をつけ、いつまでも自分に出来る仕事は続けていきたいと思う。

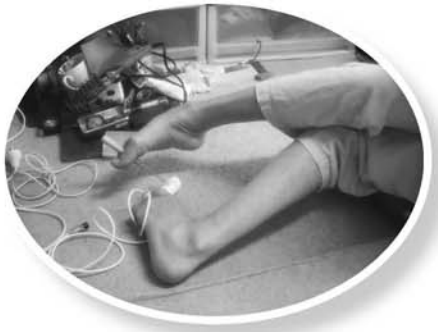

施設利用者の声

訓練等給付事業

ワークホーム聖恵を利用して

障害者支援施設　ワークホーム聖恵

栗栖　匠

皆様初めまして、社会福祉法人聖恵会ワークホーム聖恵を利用しています栗栖です。

僕は、東広島市内の特別支援学校を卒業して同市内の障害者リハビリテーションセンター内にある障害者支援施設に半年間入所していました。それから早いもので今年十月でワークホーム聖恵に入って三年目が経とうとしています。

まず僕の一番の悩みは、「友達作り」でした。同じ部屋の先輩とは会話出来ていたものの……その先輩以外に何でも相談出来る方がいませんでした。沢山の先輩と「仲良くなろう」と思っても何から話して良いのか分からず一人部屋に篭っていました。ある日先輩に「お前から話を切り出してくれないとお前がどんな人で、どんな事が好きなのか？　が僕らも分からないと、どんな話をして良いのか分からないから、自分から積極的に進んで話をしていかないとだめだよ」と教わり積極的に進んで話をした結果、今では仕事・私生活両方で気兼ね無く話せる先輩がたくさん出来ました。

今の仕事についてお話します。

僕の働いているのは「プリントサービス」と言う部署です。僕は入所当時、せっかく仕事が貰えたにも関わらず、普段から実践的な練習をしておかなければいけないのに、疎かにしていた為にいざ仕事を目の前にすると……出来ない……「納期の大幅な遅れ」を出してしまいました。当然ですが、周囲からの僕への「信頼」は失われました。

それからは「信頼」を取り戻す為、「実践的な練習」は勿論の事、仕事が来た時に時間内に終わらなければ「残業」もして遅れを取り戻しています。

次に外出についてお話します。

入所当時、地元の特別支援学校に幼馴染みや幼稚園の後輩等が居たので学校の学校祭を見学に行こうと思ったのですが、悪天候の為外出を取り止めてから当分の間、僕は自分の部屋に引きこもっていました。

するとある日、担当のケースワーカーさんが落ち込んでいる僕に、「仕方ないよ台風は……またの機会に行けば良いさ。そうだその為にまずは、忠海の町に出たらどうかな？　慣れたら三原市内に一人で買物！　なんて言う事も出来る様になろうね！」と言ってくれました。

そこで元気を出して先輩に「町内へ出るので案内して下さい。」とお願いし、案内して貰いました。が、そこで新たな事態に気が付きました。自分には忠海の土地勘が全くないので、一人では迷子になってしまうという事……そう思うと不安で「自走で町に出るのは危険！」と慣れるまでは町内・市内・市外に関わらず必ず「公共交通機関」を利用していました。それが今も外出するときは続いています。

昨年十二月には、母校の「進路学習会」に講師として行きました。僕は「朝が弱い」タイプなので、乗る電車に間に合うか不安でしたが当日は、予定通りの電車に乗り母校へ行く事が出来ました。

始めは緊張気味で原稿を読む事しか出来なかったのですが、話を進める中で緊張もほぐれ、分かり易く話す事が出来ました。

ケースワーカーさんが「経験して損をする事なんて一つも無いからやってごらんよ。」「外出したら楽しいよ。」確かにそうなのです！　不安な事や失敗してしまう事は誰にもある事なのです。

これからも「地元に戻って自立生活をする」という目標に向かって頑張ろうと思います。

施設利用者家族からの便り

介護給付事業

日々前向きに〝天使の微笑（ほほえみ）〟

障害者支援施設　エバーグリーンホーム
金田慶壽

息子は十九歳を目前にした事故で、頸髄損傷の一級障害を宣告されました。人間らしく生きることが不可の判決が下ったのです。この悲しみは本人と親しか分かりません。しかし、二十年前の出来事なのにその悲しみは、時の経過とともに薄れることなく、日増しに込み上げてきます。決して忘却の彼方どころではありません。毎年あの事故の前日が巡ってくると、妻と私は深い悲しみに沈みます。あの事故の前日、珍しく今までにないような親孝行をしてくれたので、妻が『有り難うね！』と息子に声を掛けると、振り返って母親に、にっこりと笑顔を見せました。この光景を見ていた私は、過去一度も見せたことのない息子の笑顔にハッとしました。美しく輝いていました。妻もその瞬間そう感じていました。後日、妻はこの息子が振り返って見せた最後の笑みを〝天使の微笑（ほほえみ）〟と名付けています。突然襲った悪夢は、一生親と子が背負う十字架となったのです。

どんな姿でも生きてほしいという願いに、息子は数日間必死に死と戦い命を繋いでくれました。一生寝たきりの宣告を胸に看病していた妻が、『どうしても家に連れて帰りたい。この寝たきりの我が子に、親や妹の顔、廻りの景色、鏡に映る自分の顔を、縦に見せてやりたい。』と言っていました。体の大きな四肢麻痺の息子の介護について周囲の意見はすべて悲観的でした。しかし、妻の『昼間は起きて車椅子に座り人や物を縦に見る。平らな所だけ僅かな距離でも自分で車椅子を漕がせてやりたい。』という望みはとても強いものでした。担当医からＡＤＬを上げるために、モバーグの手術や泌尿器系の手術等いろいろな話を聞きました。私達の無謀な望みのために皆様が大変親身になって動いて下さった結果、九州への道が開けました。先の見えない九州への長い旅に出たのは受傷の十ヶ月後でした。

必要な手術の為に、四つの大病院と家庭復帰用リハビリを受けるリハビリセンター等を長い年月を掛けて転院して廻りました。医師やＰＴ、ＯＴの先生、病院での付添いさん達に支えられながら、息子は歯を食い縛り辛い毎日を耐え抜いたに違いありません。何よりも家に帰れる日を夢見ながら。私達は必ず毎月一回六時間車を走らせ、息子を励ましに行きました。帰りは別府から小倉までいつも涙が止まりませんでした。そして、多くの人に支えられて九州での治療やリハビリ生活を終えました。家を障害者住宅用に全改造し、車椅子用改造車を準備して待つ親の元に息子は帰って来ました。受傷から六年の歳月が流れてました。

重い障害を抱えた体の大きい息子を、ほとんど妻一人での介護は大丈夫だろうか？　家に連れて帰れた喜びより遥かに大きい不安と恐怖心で一杯でした。朝が来ればベッドから車椅子に降りて一日を過ごし夜またベッドに上がる。この何でもない普通の生活が何と大変なことか。息子と妻の二人三脚で、膨大なエネルギーを費やしながら、一日一日をやり過ごして行きました。人は普通であることがどんなに幸せなことか、何事もない平凡な日々に心から感謝をしなくてはならないことを痛感する毎日でした。排泄の失敗、車椅子からの転落は序の口で思いもよらぬトラブルの発生で心休まらぬ日々の連続。私も休日は介護に参加しました。少しでも外界との接触をと車椅子バスケット、障害者の会への出席など出れる所は限られるが連れて出ました。何かさせてやれないものかといろいろ当たりましたが、障害の程度が大きな壁でした。結局、唯一の友はパソコン。家に居ることがほとんどだった息子にとっても、満足な家庭復帰の日々ではなかったかも知れません。そしてエバーグリーンのデイサービスに行かせて頂き、その後入所させて頂きました。四季折々の行事、スマイル工房のボランティア活動、日々の世話等いろいろとお世話になり感謝しています。又、リハビリの優秀な先生も居られ大変熱心にやって頂き感謝しています。エバーグリーンの皆様の支えにより、心安らかな生活をさせて頂き本当に有難く思っています。

息子は幼い頃から気が優しくて妙に前向きなところがありました。それは障害を負い自由にならない体となった今も同じです。二十年経った今でも、何かしらを夢見て、足や手のリハビリに日々邁進しています。施設の先生やスタッフの方々の多大なご支援に日々感謝しています。私達親にとっても息子のその前向きな性格が時に救いにもなります。息子と共に私達親もこれからも前向きに進んでいこうと思います。

施設利用者家族からの便り　介護給付事業

三七年間わが息子、伸一を育てて

障害者支援施設　第二もみじ作業所
伊世澄子

＊＊はじめに＊＊＊

私の息子はとても運のいい子供で今まで一度も伸一のことで困ったことがありません。いい所いい人にめぐり会えたと思えるラッキーな子でした。伸一はいつも一生懸命人の役に立ちたいと頑張っていて感心します。私は伸一がお世話になった分どこかでお返ししたいと考え過ごしています。

＊＊生い立ち＊＊＊

昭和五〇年三月、逆子分娩難産仮死で産まれる。

一歳二ケ月　京都医大で脳性まひと診断、訓練のため大阪大手前整枝学園に広島から通院

二歳　大阪に引越し、大阪大手前整枝学園にボイタ法訓練で通園

三歳　ハンガリー方式訓練でハンガリーへ六ヶ月間

大阪でハンガリーの集団指導療育の一期生としてスタート

六歳　大阪交野養護学校が開校。小学部一年に入学できた

一五歳　県立広島養護学校高等部一年生で広島に帰る

一八歳　高等部卒業。ちょうどもみじ作業所の法人化で、住んでいた吉島に建設された第二もみじ作業所への通所決定

二九歳　二〇〇四年三月開所の身障福祉ホーム夢トピアに入居。現在重度訪問介護のヘルパー派遣を受け暮らす

（障害程度区分六　身体障害者手帳：上肢一級、下肢一級、言語障害二級）

＊＊第二もみじ作業所に通うようになってもう二〇年＊＊＊

息子は一本の指を使ってパソコンでの仕事をしています。所属する「印刷・販売グループ」には足を使ったり顎を使ったり、残された機能でパソコンの仕事をしている仲間がたくさんいます。気管切開をしている仲間も通っています。皆、入所判定時には更生相談所で授産施設は不向きと判定された仲間たちです。仲間が描いた絵や字がオリジナル製品のTシャツやカレンダーのデザインに、詩がオリジナル曲の歌詞になります。

伸一は色々な所に営業や配達に出かけます。自主製品を完売するために仲間は皆一生懸命です。時には、ヘルパー講習の講師や学校での講演に呼ばれ、車椅子の仲間たちが交代で行きます。自分の体験を話すので一番あっている仕事です。その謝礼がみんなの工賃になります。学校時代よりも、働く中で成長することが多いようです。

＊＊身障ホーム・ケアホーム夢トピアが開所して＊＊＊

障害の一番重い仲間が「僕のお母さんは心臓が悪く、倒れたら大好きなもみじ作業所に通えなくなると思うと夜寝られない」と訴えました。そこで、重度障害でも地域で暮らせるホームを作ろうと、職員・役員・仲間・保護者が一丸となって、市有地貸与の要請や資金作り、市民への広報などに取り組み、多くの方の支援で複合施設「夢トピア」が完成しました。感謝感激でした。完成してすぐ母子家庭だった仲間のお母さんが亡くなりましたし、私も乳癌を患いましたが、夢トピアがあって本当に助かりました。

＊＊仲間の自治会活動について＊＊＊

伸一は「きょうされん広島県支部」の仲間の会（虹の会）の会長をしていて、色々な体験をさせてもらっています。職員さんの援助があるからできます。言葉は通訳がいるし、力量もないのにと親としてはちょっと気になります。本人もストレスで体調を悪くしたりもします。東京に会議に行く時は親として迷惑をかけているなと思い、もみじ饅頭を持たせます。今は皆さんの援助で成長しています。

＊＊余暇活動など＊＊＊

高等部を卒業してもうすぐ二〇年。仲間やヘルパーさんといく毎月一回のカラオケとカープの野球観戦が一番の楽しみです。時々ヘルパーさんとコンサートや映画に行くのも楽しみにしています。

歯医者やリハビリもヘルパーさんと行きます。まだ親が必要ですが、出来るだけヘルパーの申込なども自分でするようにしています。私は地域で重度訪問介護のヘルパーをしていて、障害者が地域で生きることの大変さを痛感していますが、息子はたくさんの方々に支えられ、重度の障害はあっても豊かな暮らしが出来ていることにとてもありがたく感謝しています。

事業部会報告

研修部会

部会長　熊　原　　保

平成二四年度　研修計画について

今年度より二ヶ年に亘り研修部会長を仰せ付かりました、ともいきの里の熊原 保です。前任者の藤井 彰部会長からバトンタッチを受け、若輩者の私にとっては、大変な重責を担うこととなりました。会員の皆様のご教示、ご協力を宜しくお願い致します。

さて、今年度に入り障がい者を取り巻く社会情勢は、障害福祉サービスの改訂に始まり、虐待防止法の施行、総合福祉法の制定等のきめ細かな施策が躍動していく年の幕明けとなります。そこで、こうした施策がしっかり根付いていくかどうかは、私共障がい者支援に携わる者の介在が重要かと思っています。こうした視点から、これから二ヶ年に亘る研修部会の役割テーマとして研修計画を立ててまいりたいと思います。そこで、今年度の研修計画のあらましをご紹介すると共に、広く会員の皆様の参加を切に願うものです。

①施設長勉強会
〈開催日〉平成二四年七月一九日
〈場　所〉広島アークホテル
第一部シンポジウム
「福祉施設等の周辺事業の現状と課題」
第二部講演会
「社会福祉法人への期待」
講師　中国四国厚生局長
川 尻 良 夫 様
※調査研究部会との共同企画

②職種別研修会
Ⅰ栄養士・調理員研修会
〈開催日〉平成二四年十月三一日
〈場　所〉寿波苑
〈内　容〉講演会・意見交換
Ⅱ看護・支援員研修会
〈開催日〉平成二四年一二月～二月の間予定
〈場　所〉広島聖光学園
〈内　容〉
テーマ「障がい者の支援ニーズを考える」
演習・討議

③テーマ別研修会
〈開催日〉平成二四年一一月二八日
〈場　所〉広島県健康福祉センター
〈内　容〉
選択テーマ別分科会方式による事例検討・実践発表・講義演習等
〔選択テーマ〕
ⅰ相談支援事業所の運営について
ⅱグループホーム等の新たな住まいの場について
ⅲ工賃向上計画について
ⅳ障がい者の虐待防止について

以上、既に実施された研修や案内中の研修も有りますが、これらは、調査研究部会のアンケート調査に基づく要望事項等を踏まえて組み立てた経緯がありますので、出来るだけ一人でも多くの方々の参加を宜しくお願い致します。それに、今年度、消化出来なかった事項があれば、来年度の計画に組み入れてまいりたいと考えています。

また、当協議会も協賛団体として昨年度より参加している広島県「あいサポートプロジェクト」において、平成二四年度に引き続き「あいサポートフォーラム」並びに各種イベントが企画されております。奇しくも、私が当協議会の命を受けてフォーラム検討委員会のメンバーに入っている関係もありますので、これらの催し物も研修事業の一環として位置付けさせて頂きたいと思います。

この「あいサポートプロジェクト」のコンセプトは、「今後の障がい者施策の基軸となるもので、障がいのある方の地域生活の充実や就労の確保のため、福祉・企業・地域等の結び付きを強める取り組み」とする県民運動です。

私共も障がい者を支援するプロの団体として多くの会員スタッフ並びにサービス利用者の方々と振るってご参加いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

①「あいサポートフォーラム」
〈開催日〉平成二四年一一月二四日
〈場　所〉広島県立広島産業会館
〈内　容〉
・野球解説者達川光男さんの講演
・講演会&パネルディスカッション
〔テーマ〕発達障がいと向き合う

②「あいサポートふれあいイベント」
〈開催日〉平成二四年一一月二五日
〈場　所〉シャレオ中央広場
〈内　容〉
・パネル展示
・ハートフルステージ
・ハートフルコンサート等

※詳細については県のホームページでご案内申し上げます。
広島県ホームページ→組織で探す→障害者支援課→第一回あいサポートひろしまフォーラムを開催します

■■調査・研究部会■■

部会長　林　誠

身体障害者のための周辺事業の展開について

本年三月十三日に政府は障害者自立支援法の改正案を閣議決定し、法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に変更し、国会に提出し、六月二十日に成立しました。

その概要は、まず、基本理念を、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることとして掲げ、障害者の範囲に難病などを加え障害福祉サービスの対象とすることで制度の谷間を埋めることとしています。

障害福祉サービスについては、共同生活介護（ケアホーム…以下ＣＨとする）を共同生活援助（グループホーム…以下ＧＨとする）に一本化し、グループホームのサービス内容に、入浴・排泄・食事の介護を加えることとしています。

また、重度訪問介護の対象者を拡大し、現行の「重度の肢体不自由者」だけでなく、知的障害者や精神障害者もサービスを利用できるようにするとしています。（施行日…平成二六年四月一日）

このほか、障害福祉サービス全体の在り方や、障害程度区分の認定を含む支給決定の在り方などを、法施行後三年をめどに検討することが明記されています。

こうした動きの中で、私たち身体障害者施設協議会が喫緊の課題として取り組みたいのは、ＧＨ・ＣＨなどの住まいの場の提供に関することです。これまでＧＨ・ＣＨにかかる制度の課題として、「利用を可能にする」ことから「十分な支援が提供できる報酬単価」を要望し続けてきました。

しかし、身体障害者にも利用は認められたものの、必要とする適切な介護を提供できるに十分な報酬単価に届いていません。こうした状況から、現在、身体障害を主たる障害と定めて運営しているＣＨは一か所しかなく、三障害を対象とした八か所では、軽い障害の方が数名されているに留まっています。知的・精神障害者のためのＧＨ・ＣＨが飛躍的に増大しているのに比して、身体障害者が利用できるＧＨ・ＣＨが増えていかないことは、障害の違いにより利用できるサービスに格差が生じていると言わざるをえません。

総合支援法の施行に当たって、衆参それぞれの厚生労働委員会において採択された附帯決議の中に「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討をおこなうこと。」とあるように、自立支援法で推進された地域生活支援策は、さらに厚みをますことが予想され、身体障害者が安心して利用できるグループホームの運営の在り方について、研修部会と協力し皆で知恵を出し合い考え出さなければいけないと思っています。

また、障害者自立支援法から障害者総合支援法へのつなぎとして制定された法律により、今年度から「サービス利用計画案」の作成を「相談支援事業」により行なうこととなりました。今年度当初より、会員施設の約半数が特定相談支援事業所を立ち上げ、計画案の作成に備えていましたが、市町の多くが今年度は試行期間としていることもあり、実際に計画案を作成した事例は数えるほどしかありません。もっと積極的に作成を、と言いたいところですが、障害程度区分に応じたサービスの支給量が明確に示されていない今、暗中模索で計画作成に当たらなければならない状態だと思います。多様なニードを満たすには、複数のサービスを組合せなければなりませんが、何ら基準が示されてなく、利用者の願いのままに計画案を作成したらどうなるでしょう。行政の支給決定を得ることができれば、願いを叶えてくれる事業者として評価は高まるでしょうが、逆の場合、利用者の信頼を失うばかりか、計画案の作成にかかった労力は無になってしまいます。

こうした不安を払拭し、事業者や市町による格差が生じないようにと、先般、県に対してサービス利用計画案の作成にかかるガイドラインを示していただきたいとお願いをしたところですが、身障協として計画案作成にかかわっていく職員さん達のスキルアップが果たせるよう、勉強会を開催できるよう取り組んでいきたいと思っています。

どうぞ、今後とも調査・研究部会の活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

■■福利厚生部会■■

部会長　塩崎睦典

職員視察研修について

三〇周年記念誌、四〇周年記念誌をひもときますと福利厚生事業の前身として、昭和五三年より、社会福祉振興募金事業の助成で「職員親睦事業」が開催されたのを始まりに平成四年までつづけられ、その後は各施設全額負担で施設職員相互の親睦交流を深め福祉実践の向上を目的に現在の職員視察研修へ受け継がれていると理解しております。

平成五年には天竜厚生会（静岡県）へ研修旅行を実施してからは、行き先を中国、四国、九州方面を中心に実施されています。これまで、数多くの法人・施設の視察研修が行われてきました。

長い間、継続して実施されてきた中には課題もありました。措置制度から支援費制度へ、はたまた障害者自立支援法にと制度は移り変わり、その間には施設の運営は厳しいものとなり、人員の配置も含め余裕のない状況となりました。施設職員を派遣することの難しさがあることを聞きました。「研修とはいえ、親睦旅行の意味合いが濃い事業である。」との理解により参加費の施設負担は困難という会員施設の意見もあるなど職員視察研修のあり方について問われるようになりました。

福利厚生部会や役員会での意見も踏まえて、先駆的な実践や特色ある取り組みをされている法人・施設を視察・見学をして研鑽に励んでもらい、視察研修の行程をとおして出会い、ふれあい、親睦を深めること、職員間の交流を図ることを大切にし行われてきました。

他の法人・施設を見学することによって刺激を受けたり、情報を得たことを我が施設へ持ち帰り生かしていくことができたろうし、会員施設には入所と通所の違い、療護施設と授産施設など様々な種別の施設があり、生活支援員に看護師、事務員、栄養士など職種の違う職員が行動を共にし交流することで学べることが多かったと思います。

記念誌の職員の記事の中に身障施設協議会の活動についての思いを述べられていますが、みなさんが視察研修について、それぞれの施設の特色、施設運営方針の違いなどを知ることで勉強になり、参加者同士のふれあい、出会いの貴重な体験ができたと思い出深く語られています。これが原点だと思い、嬉しくなりました。今後も視察研修に参加された職員のみなさんが諸先輩方と同じような思いをもっていただけるよう福利厚生事業の取り組みの継続を会員施設のみなさんで共有していきたいものです。

近年の事業としては、平成二二年には、視察研修に代えて、広島信用金庫「創業百周年記念定期預金」にかかる寄附金による特別事業としてMAZDA zoom-zoom スタジアム広島における野球観戦を行いました。平成二三年は研修部会と協賛事業として「研修会並びに交流会」を実施しました。研修会では講師に社会福祉法人広島県共同募金会会長・野球解説者の池谷公二郎氏を迎え講演をしていただき、交流会では前年に引き続きMAZDA zoom-zoom スタジアム広島にてプロ野球観戦を実施しました。二年続けてプロ野球観戦となりましたが、どちらも多数の参加があり大いに盛り上がり好評でした。今年度は視察研修に戻して行う予定ですが、プロ野球観戦などの例をみると様々な視点から形を変えた取り組みを模索していくのもありかなとかんじています。私が個人的に思っていることで、では何をするのかと言われるとまだ妙案はありませんが、できましたら、会員施設より意見（職員が参加しやすい日程や場所、希望する内容など）を聞かせていただき福利厚生部会で検討していきたいと思います。

今後の福利厚生部会の事業に思いを馳せるさいに基本に据えたい言葉があります。四〇周年記念誌に岡田恭弘前副会長が「同じ障害のある人たちに関わる施設職員がお互いを知り合い、悩みと喜びを共感し合う必要性は、いつの時代も純粋で変わることなく、施設のみならず本協議会の財産（人づくり）となることを信じています。」と述べられています。この言葉に福利厚生部会の事業の意義が集約されているように思います。時代が変わり制度が変わっていく中で、これまで以上に厳しい状況におかれることになるかもしれませんが、身障施設協議会の仲間として協力し合って乗り越えていくという思いが変わることなく続いていくための繋ぎ役に福利厚生部会がなれたらと思います。そのためにも、会員施設のみなさんの希望、期待に副うような企画を提案していくことを目指し歩みを進めてまいります。

まずは、今年度の職員視察研修を実施することに専念して、次回の身障施設協だよりにて良い報告をお届けしたいと考えております。

今後とも、皆様方のご支援、ご協力を引き続きよろしくお願いします。

広報部会

部会長　根山　崇

第二十号記念号発刊に寄せて

本協議会が昭和四十二年十一月に、県内の種別の異なる身体障害者五施設が相集い発足して今年で、早四十五年となりました。

そのような中で平成九年十一月には加入二十四施設となり、更に本協議会創立三十周年という節目の年を迎えました。

そうした節目の年を契機として広く県民の皆様に、日頃の私達障害者福祉活動をより深くご理解頂く為、本協議会に広報部会を設け五人の委員（施設長）により、広報誌「身障施設協だより」第一号を発行致しました。

その翌年、平成十年二月には本協議会創立三十周年記念式を広島弥生会館（当時）に於いて、広島県知事様を始め多数のご来賓のご臨席を頂き盛大な記念式典を挙行致しました。

その際、当広報部会で、広報誌第二号創立三十周年記念号を発刊することになり、それから約一年かけて七十二頁にわたる三十周年記念号を発行しました。

その記念号の冒頭に当時ご健在でありました、今は亡き三澤昭文本会会長の開会挨拶が記されていますが、苦節三十年当時を思い浮かべますと万感胸に迫るものがあります。

広島県知事様、広島県社会福祉協議会長様から頂いたご祝辞もつい昨日のように思い出され、三十周年記念式から既に十三年経ち月日の流れの早さを感じずにはおれません。

この記念号を発刊するに当たり、平常の業務とは違い、膨大な資料の整理や読み合せ編集に、と手慣れない作業に悪戦苦闘しながら漸く完成さす事が出来ました。

その記念号の中に記されてあります「身障施設協三十年の歩み」は既に過ぎ去った過去の歴史ではありますが、私達の先達が障害者福祉制度が未だ十分整っていなかった時代に血の滲むような思いをしながら施設運営の困難さ、利用者の生活の向上、職員の待遇の改善等に身を体して必死に活動して来られ、そこから現在の私達がある事を忘れる事は出来ません。

その本協議会の貴重な歴史が一杯詰っています第二号創立三十周年記念号が殆んど残されておらず、後生に伝える事が出来ず残念でなりません。

平成二十年五月には、本協議会創立四十周年を迎え、広島鯉城会館に於いて創立三十周年記念式と同じく広島県知事様、広島県社会福祉協議会長様や多数のご来賓のご臨席を頂き四十周年記念式典を盛大に挙行致しました。

その四十周年記念に際し第十三号創立四十周年記念号を当広報部会が七十二頁で発刊、関係各機関、本協議会関係の方々に配布し、本協議会の活動について多大のご理解を得る事が出来たのではないかと思料しています。

平成二十年当時は障害福祉関係者にとりましては措置から契約へ移行し身障法より障害者自立支援法となり、障害福祉関係者はその大変革の荒波に呑み込まれそれらの改善を求め苦闘の真只中でした。

この記念式で本協議会が、真正面からこの問題と取り組み、障害者自立支援法の課題について確固たる決意表明をし宣言をして、その強い決意表明を創立記念号に記し私達の意気込みを県民の皆様にご理解頂けたものと確信し創立四十周年記念号の果たした役割は大であったのではないかと自負しています。

創刊号を発行して今年で十五年、よく二十号記念号を発刊できるまで続いたものと感慨深いものがあり日常の業務多端の中、広報部会委員（施設長）としてご苦労下さった事に改めて感謝申し上げます。

通年の「身障施設協だより」は年二回発刊しておりますが、一号発行ごとに広報委員会を最低二回は開き広報誌の骨格から原稿依頼、広告集め、最終段階では一字ずつ全委員で読合せをし誤字、脱漏、不適切用語、また執筆者、読者に失礼のないよう慎重に編集し努力して来ました。

現在は九名の部会員で編集していますが、色々な意見や発想が出て、私達委員も県民の皆様のご期待に応えられるよう今後とも精進して行きたいと思っています。

来年四月から障害者総合支援法が施行されることになり、障害者福祉は再び変革の時代に入り適格な情報、他機関との連携も求められています。

しかし私達は障害者福祉の現場で一人ひとりの障害者と向き合い、その人達の生活を支え、生命を守り豊かな人生を送って頂けるようこれからもこの方々を主人公として障害者、保護者、職員の現場の生の声をどしどし社会に発信し障害者が社会で普通に生活出来るよう更に努力して参りたいと願っています。また四十五年の歴史を後生に伝えることも私達の努めと考えております。

どうか広報部会に今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

創刊号

身障施設運営協だより

発　行　広島県身体障害者施設運営協議会
事務局　東広島市西条町田口380　ときわ台ホーム　TEL(0824)25－1380
編　集　「身障施設運営協だより」広報部会

創刊号
1997年11月発行

発刊にあたって

広島県身体障害者施設運営協議会
会長
三澤　昭文

広島県身体障害者施設運営協議会は、昭和四十二年、障害者福祉が未だ一般の方々の理解が充分に得られていない時代に、それぞれ対応する障害の異なる種別の施設が、相集い、県下の身体障害者施設相互の絆を求め、互いに連絡・研究協議し、利用者の処遇向上、法人・施設の適正な運営をはかり、身体障害者の福祉の発展に寄与する目的をもって設立されたものであります。

本協議会は、発足以来今年で丁度三十年という節目を迎えました。そうした節目を契機として、より広く県民の皆様に日頃の私達の営み・障害者福祉活動をより深くご理解頂くため、広報誌「身障施設運営協だより」を発刊することといたしました。

現在、本協議会は身体障害者施設等十一種別、二十四施設が相集い、施設福祉はもとより、地域福祉増進の拠点として、障害者福祉の向上に日夜努力を重ねているところでございます。

本協議会が発足以来三十年経過した今日、福祉改革の急速な進展をみるなか、障害者福祉も新しい時代を迎えようとしています。国内外の諸般にわたる厳しい状況のなかで、新たなる福祉への要請に応えるべく、私達関係者のさらなる努力もまた強く求められているところです。

「共感・共生と創造」をモットーに、今後より一層密なる連携を図り、相互いに研鑽を重ね、強固にして柔軟な福祉ネットワーク構築を目指し、そこに在る障害者一人ひとりの真の自己実現を支える福祉支援づくりにともども邁進して参りたいものと存じます。

今後この広報誌が、広く他領域との交流を深め、総合的にして独自性をもった本県障害者福祉の向上発展のよすがとなることを祈念しつつ、関係各位のより一層のご理解とご支援の程お願い申上げる次第です。

広報誌創刊を祝して

広島県知事
藤田　雄山

広島県身体障害者施設運営協議会が、広報誌を創刊されますことを、心からお祝い申し上げます。

貴協議会におかれましては、昭和四十二年の発足以来、積極的な活動を通じて、障害者福祉の向上に格別の御尽力をいただいておりますことに、心から敬意を表します。

さて、昨年開催された「第三十二回全国身体障害者スポーツ大会（おりづる大会ひろしま）」では、障害者に対する理解とノーマライゼーションの理念が、広く県民に浸透するという成果を収めました。

本県におきましては、これらの成果を一過性のものに終わらせることなく引き継ぎ発展させていくため、新たに、「障害者に関する第二次広島県長期行動計画」に基づく「実施プラン」を策定することとしております。

このプランは、障害者の生活を地域で支援するという視点に立って、県民の皆様に今後の障害者施策の展望を示したいと考えておりますが、地域の保健福祉サービスを整備・充実していく上で、障害者施設の果たす役割は、今後一層大きくなるものと考えております。

この度の広報誌の創刊を機に、貴協議会が、施設相互の連携と利用者の処遇向上に向けて研究・協議を深められ、身体障害者福祉の発展に一層の御貢献を賜りますようお願い申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

創刊号

共感の喜びをもって

広島県愛護協会
会長
田中　了諦

広報誌「身障施設運営協だより」の創刊にあたり、お喜び申し上げますとともに、意欲みなぎるご活躍に対し、心より敬意を表しております。

身体に障害をもたれた方々の日々の営みを大切にされ、そのお一人おひとりの生き甲斐を確かめ、その実現に向かって暖かい福祉支援を進めておられる施設関係者の皆様のゆるぎない使命感と、たゆみない信念をもって精進されている姿に、いつもながら深い感銘を受けておるところであります。

障害者福祉もノーマライゼーション七か年戦略として二年目を迎え、行動の歩を進めてまいり、広島県においても、七つの障害保健福祉圏域が設定され、福祉偏差のない地域づくりが構築されるなど、具体的な進展が図られる運びとなりました。

私たち関係者の努力の重さが計られる時を迎えております。

これからの障害福祉推進にあたっては、それぞれの対応分野が異なるとは云え、社会的ハンディキャップは共通のテーマであり、障害種別の垣根を取りはづし、相互の協力によって福祉の明日を切り開いて行くことが肝要であると考えます。

広島県愛護協会におきましても、障害児者の自己実現を支えるためのより良い福祉支援づくりに向け、会員一人ひとりはもとより、会員施設の資質向上のための研鑽の広場として「ひろしま愛護」をもっております。

これから、貴機関紙との交換交流を通じ、更に、障害福祉の向上と活動の展開を望んでおります。

貴会の今後いっそうのご発展をお祈り申し上げ、お祝いのことばといたします。

回顧と展望

広島県身体障害者施設運営協議会
顧問
三上　静馬

この度、「身障施設運営協だより」が発刊されることになり、会員の一人として大変嬉しく、皆さんにお祝いと感謝を申し上げます。

縁あって児童養護施設「似島学園」の児童指導員として勤務、これがこの道の始まりでした。今振り返ってみると、四十年余りの歳月が過ぎていました。今日まで、入所されている方のお世話や、施設の運営に当たらせていただいた施設も、児童養護施設・知的、身体障害児（者）施設・精神障害者施設と多岐にわたりました。現在では、施設の種別、施設数、内容の整備等が進み、昔を懐かしみながら筆を進めているところです。

さて、本会の仲間に入れていただいたのは、私が身体障害者福祉工場である「清風会」に勤務を始めた昭和五十二年の春からでございます。昭和二十年・三十年代は県内の施設数も職員数も少なく、種別を越えて交流がありました関係で、この会の初代会長であられた故守下卓登先生ともご交誼いただきました。更に、涌島信三元会長には本会の発展に多大の貢献をしていただきました。今日、本会があるのも涌島先生のお陰であり、皆さんと共に感謝申し上げたいと思います。

今でこそ、福祉の中心は高齢化社会を迎えて、その焦点が移っているような感がありますが、そもそもの出発点は障害者の福祉であり、又理想とする福祉社会も障害者を取り巻く諸問題の解決に尽きると思うのです。私は福祉施設にあって「施設らしくない施設づくり」を理念といたしました。障害者のノーマライゼーションが叫ばれる今日、施設の殻を破って一歩踏み込んで生涯の生活を見通した「健やかな社会参加」に焦点を据えた施設の経営・運営をして行きたいものだと思います。

研修報告

看護婦・寮母研修会

於・神辺ホーム

広島県身障施設運営協議会主催の施設職員研修（看護婦寮母）を各施設持ちまわりの中、この七月八日に神辺ホームの担当で開催しました。

授産、更生、療護等種別は各種ありますが、同じ障害者施設の職員であるという強い仲間意識のなか、午前中の二時間、県障害者福祉課の渡辺課長補佐に「最近の福祉の動向」と題して講演を頂きました。

その要旨としては、少子化、高齢化のスピードが早く深刻である。世代を超えた支え合いのシステム。社会保障制度の長期的安定。家庭介護